

「教育機会確保法」をご紹介します。

～全ての児童生徒に対する教育機会の確保が求められています～



「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（いわゆる教育機会確保法）」が平成28年12月14日に公布されています。

本リーフレットでは、教育機会確保法の基本理念や基本指針の趣旨等をご紹介します。

5つの基本理念

- 1 全ての児童生徒が安心して教育を受けられる学校の環境の確保
- 2 不登校児童生徒の多様な学習活動を踏まえた個々の状況に応じた支援
- 3 不登校児童生徒が安心して教育を受けられる学校の環境の整備
- 4 年齢、国籍にかかわらず能力に応じた教育機会の確保
- 5 国、地方公共団体、民間の団体等との連携

学校以外で行う 多様で適切な学習活動の重要性を規定

不登校児童生徒への支援



教育機会の確保

夜間中学等の設置



就学機会の提供

※「夜間中学」とは、中学校において夜の時間帯に授業が行われる公立の夜間学級のことをいいます。

平成29年3月31日には、文部科学省が「教育機会確保法」に基づいた基本指針を定めました。「教育機会確保法」の基本理念と関連した基本指針を次のページで紹介します。

教育機会確保法の、**基**本理念を紹介します！

不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得るものであり**不登校というだけで問題行動であると受け取られないように配慮**し、児童生徒の最善の利益を最優先に支援を行うことが重要とされています。

県教育委員会では、教育機会確保法の基本理念のもと、市町村教育委員会、多様な教育機会を提供しているフリースクール等民間施設等との連携を進め、不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援を行っていきます。



宮城県教育委員会
のウェブサイト
「不登校支援について」
はこちらから



教育機会確保法の基本理念



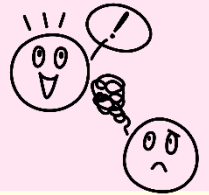
基本理念 1

全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境を確保しましょう。



【基本指針：学校で取り組むこと】

- 魅力あるより良い学校づくり
- いじめ、暴力行為、体罰等を許さない学校づくり
- 子供たちの学習状況等に応じた指導・配慮 等



基本理念 2

不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、**個々の状況に応じた必要な支援**を行きましょう。



【基本指針：学校や教育委員会で取り組むこと】

- 学校以外の場での多様で適切な学習活動の重要性を踏まえた支援
- 児童生徒の意思を尊重し、子供の状況によっては休養も必要
- 必要な情報提供や助言、ICT等を通じた支援、家庭訪問等による支援の充実
- 不登校特例校の設置促進、教育支援センターの機能強化 等



※「不登校特例校」とは、不登校児童生徒の実態に配慮した特色ある教育課程を編成し、教育を実施する学校のことをいいます。



基本理念 3

不登校児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校における環境の整備をしましょう。



【基本指針：学校や教育委員会で取り組むこと】

- 不登校児童生徒の継続的な状況把握
- 子供や保護者の意思を尊重しつつ、関係機関と連携した組織的・計画的支援
- 登校した場合には、安心して学校生活を送れるよう状況に応じた支援 等



基本理念 4

義務教育の段階の普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を尊重しつつ、年齢又は国籍等にかかわらず、能力に応じた教育機会が確保されるようにするとともに、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、教育水準の維持向上が図られるようにしましょう。



【基本指針：国や教育委員会で取り組むこと】

- 夜間等において授業を行う学校の設置促進
- 夜間等において授業を行う学校における多様な生徒の受け入れ 等



基本理念 5

国、地方公共団体、教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携をしましょう。



【基本指針：学校や教育委員会で取り組むこと】

- 地域の実情に応じ、教育委員会・学校と多様な教育機会を提供している民間の団体とが連携し、相互に協力・補完し合いながら不登校児童生徒に対する支援を行う取組を推進





I 総則(第1条～第6条)

目的

教育基本法及び児童の権利に関する条約等の趣旨にのっとり、不登校児童生徒に対する教育機会の確保、夜間等において授業を行う学校における就学機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等を総合的に推進

基本理念

- 1 全児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保
- 2 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援
- 3 不登校児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校における環境の整備
- 4 義務教育の段階の普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を尊重しつつ、年齢又は国籍等にかかわらず、能力に応じた教育機会を確保するとともに、自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、教育水準を維持向上
- 5 国、地方公共団体、民間団体等の密接な連携

国、地方公共団体、民間団体等の連携が必要



II 基本指針(第7条)

- 1 文部科学大臣は、基本指針を定め、公表する
- 2 作成又は変更するときは、地方公共団体及び民間団体等の意見を反映させるための措置を講ずる

学校以外の場での多様で適切な学習活動が重要

III 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等(第8条～第13条)

国及び地方公共団体は、以下の措置を講じ、又は講ずるよう努める

- 1 全児童生徒に対する学校における取組への支援に必要な措置
- 2 教職員、心理・福祉等の専門家等の関係者間での情報の共有の促進等に必要な措置
- 3 不登校特例校及び教育支援センターの整備並びにそれらにおける教育の充実等に必要な措置
- 4 学校以外の場における不登校児童生徒の学習活動、その心身の状況等の継続的な把握に必要な措置
- 5 学校以外の場での多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の休養の必要性を踏まえ、不登校児童生徒等に対する情報の提供等の支援に必要な措置

IV 夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等(第14条・第15条)

- 1 地方公共団体は、夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等を講ずる
- 2 都道府県及び区域内の市町村は、1の事務の役割分担等を協議する協議会を組織することができる
 構成員：(1) 都道府県の知事及び教育委員会 (2) 都道府県内の市町村長及び教育委員会 (3) 民間団体等